

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地												
専門学校 ユマニテック医療福祉大学校	平成11年4月1日	小出 益徳	〒510-0854 三重県四日市市塩浜本町2-34並びに三重県四日市市塩浜本町2-36 (電話) 059-349-6033												
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地												
学校法人みえ大橋学園	昭和27年9月19日	理事長 大橋正行	〒510-0067 三重県四日市市浜田町13-29 (電話) 059-353-4311												
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士											
医療	医療専門課程	歯科衛生学科	平成6年文部省 告示第84号	-											
学科の目的	本校は、学校教育法第124条及び第125条第3項、126条第2項並びに、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づき、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、介護福祉士に必要な知識・技術を習得させ、豊かな人間性と教養を培うと共に社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。														
認定年月日	平成31年3月5日														
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技								
3	年間	2,826時間	981時間	273時間	1,572時間	0時間	0時間								
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数									
120 人		91人	0 人	5 人	67 人	72 人									
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価			■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 100～80点を「A」、79点～70点を「B」、69点～60点を「C」、59点以下を「D」として不合格とする。「C」以上を持って合格とする。								
長期休み	■学年始:4月2日 ■夏 季:8月4日～9月7日 ■冬 季:12月22日～1月6日 ■春 季:3月9日～3月31日 ■学年末:3月31日			卒業・進級 条件			進級判定会議または卒業判定会議の結果、定めた全ての科目を取得した学生は当該学年を終了し、進級または卒業することができる。								
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 面談、ホームルーム等を実施			課外活動			■課外活動の種類 コロナ禍のため中止 ■サークル活動: 無								
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和3年度卒業生) 歯科医院、総合病院等 ■就職指導内容 就職相談、面接指導、就職説明会など ■卒業生数 37 人 ■就職希望者数 37 人 ■就職者数 37 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 ・進学者数: 0人 (令和5年度卒業生に関する 令和6年5月1日時点の情報)			主な学修成果 (資格・検定等) ※3			■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和5年度卒業生に関する令和6年5月1日時点の情報) <table border="1"> <tr> <th>資格・検定名</th><th>種別</th><th>受験者数</th><th>合格者数</th></tr> <tr> <td>歯科衛生士 国家試験</td><td>②</td><td>37人</td><td>37人</td></tr> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 特になし	資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	歯科衛生士 国家試験	②	37人	37人
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数												
歯科衛生士 国家試験	②	37人	37人												
中途退学 の現状	■中途退学者 3 名 令和5年4月1日時点において、在学者96名(令和5年4月1日入学者を含む) 令和6年3月31日時点において、在学者93名(令和6年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更、学業不振 ■中退防止・中退者支援のための取組 個人面談、保護者面談、カウンセリング等			■中退率 3.2 %											
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: (有・無) ※有の場合、制度内容を記入 入学時の単位認定に関して学費減免を実施。 ■専門実践教育訓練給付: (給付対象/非給付対象) ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 2人対象														
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: (有・無) ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)														
当該学科の ホームページ URL	ホームページアドレス: http://www.humanitec-re.jp/														

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

歯科医療が予防歯科中心となってきた現状を踏まえ、歯科衛生士として習得しなければならない専門的知識・技術は膨大となってきた。しかしながら修業年限にて習得できる知識・技術には限界があり、業界の求める問題解決能力を修得するためには、現場での経験を通して問題解決方法を考える力が必要である。教育課程の編成に際し、企業等と連携することにより、学内で学ぶ机上学習及び学内実習と、現場の求める能力(専門性)に乖離が生じないよう、常に時代に即した内容となるよう協議できる場であること。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

学校長の指揮の下、教育課程編成委員会を置く。学則では、第9条に「教育課程」について、学校長が必要と認めた場合は授業科目及び単位数を追加できるとあり、その方針に則り、当委員会を開催し、教育課程の編成や授業内容・授業方法についての検討を行う。教育課程編成委員会での結果をもとに、学科運営会議にて教育課程について検討を行う。
授業科目や単位数の変更などの場合は、①学校運営会議で承認 ②法人の理事会に提出、承認 ③変更申請を行い、変更許可後、実施。申請等の必要のないものは①来年度事業計画にて法人に提出 ②承認後実施となる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
森 久綱	三重大学人文社会学部 教授	令和5年5月1日～令和6年3月31日(1年)	②
徳田 昇	伊勢慶友病院 リハビリテーション科 副部長	令和5年5月1日～令和6年3月31日(1年)	③
田中 一彦	一般社団法人 三重県作業療法士会 会長	令和5年5月1日～令和6年3月31日(1年)	①
大塚 美奈子	小山田記念温泉病院 リハビリテーションセンター長	令和5年5月1日～令和6年3月31日(1年)	③
笹間 滋代	NPO法人三重県歯科衛生士会 会長	令和5年5月1日～令和6年3月31日(1年)	①
松岡 陽子	四日市歯科医療センター 副センター長	令和5年5月1日～令和6年3月31日(1年)	③
佐藤 成剛	医療法人(社団)佐藤病院 副理事長	令和5年5月1日～令和6年3月31日(1年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年間2回、開催時期(9月、2月)

(開催日時(実績))

(開催日時)

第1回 令和5年9月14日(木)15:00～16:00

第2回 令和6年2月15日(木)14:50～16:10

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

カリキュラムマップの作成と卒業生アンケートの検討を行った。科目と科目のつながりを学生が理解できる、もう一つ何かカリキュラムマップを説明するような資料を作成する助言をいただき、反映させた。近年の学生の現状として学びへの不安感を払しょくするような授業での学生の修学支援体制について検討するよう意見を頂いた。教員の学び例を1年次から紹介する機会を作った。ハラスメントについて教員が学修する機会を増やしていくために、毎年、研修会を開催する。今後、専任教員以外にも機会を作る予定である。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ①本学科の臨地・臨床実習施設として認可されている施設にて行う。
- ②本学科が作成した実習指導マニュアルを基準に学生指導を行う。
- ③実習期間中に本学科の専任教員が巡回指導を必要に応じ行い、指導教員との連携を図る。
- ④実務者会議を1年に1回以上実施し、課題・指導方法・緊急時の対応等共有する。
- ⑤守秘義務を厳守する。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習では、指導教員の指導の下、見学から始め徐々に歯科診療の補助業務、歯科衛生士業務へとシフトしながら、現場実践の経験を積む。学生は毎日レポートにて学習した事をまとめ、指導教員に提出し評価をもらう。実習期間中は、担任が実習施設巡回指導を行い、指導教員から学生の学習状況を聞き取り形成的評価を行い、実習終了後に、指導教員は学校指定評価表に基づき、基本的態度や知識、技術などを評価し学校へ提出する。それを基に学校はレポート点を加味し総合評価とし、学生へ指導教員のコメントを添えてフィードバックする。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨地・臨床実習Ⅰ	歯科医院・病院歯科等の臨床の現場で歯科衛生士の役割・業務を確認し、チーム医療の必要性を学ぶ。	山根歯科医院、ハート矯正歯科、しばた歯科、大木歯科医院、中嶋歯科医院、七栗記念病院等17施設
臨地・臨床実習Ⅱ	歯科医療現場では指導教員の指導の下に歯科衛生士業務を経験し、高齢者福祉施設や幼稚園等ではライフステージを考慮した保健活動ができるようにする。	にいみ歯科医院、カタオカビル小児歯科、三重大学病院、四日市歯科医療センター、特別老人ホームアリビオ等22施設

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

みえ大橋学園「研修等に係る諸規定」に基づき、教育目標を達成するために必要な指導力と専門技術をもつ教員を育成するために、指導力研修及び専門技術研修を年次計画の中で実施していく。

指導力研修については、教員が授業及び学生に対する指導力等の向上ができるよう校内研修の計画と校外研修への積極的参加を促している。

専門技術研修については、専門に応じて校外で行われている各団体の研修等へ積極的に参加できるよう取り組んでいる。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「東海地区歯科衛生士教育協議会研修会ⅠⅡ」(連携企業等:東海地区歯科衛生士教育協議会)

期間:令和5年7月1日(土)ウイנקあいち 対象:歯科衛生士教員(5名参加)

内容:Ⅰ:「歯科衛生士の医療プロフェッショナルリズム教育を考える」

Ⅱ:「歯科衛生士教育コアカリキュラムへの歯科衛生学研究の導入とフッ化物物局所応用の新しい展開」

b.研修名「全国歯科衛生士教育協議会講習会Ⅰ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)

期間:令和5年7月31日(月)～8月4日(金) 対象:歯科衛生士教員(1名参加)

内容:行動科学、健康社会学、口腔衛生学、歯科医学概論、医療情報、歯科衛生士教育法、栄養管理、医療倫理、医療安全、教育原理・教育心理等

c.研修名「全国歯科衛生士教育協議会講習会Ⅲ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)

期間:令和5年8月27日(月)～9月1日(金) 対象:歯科衛生士教員(1名参加)

内容:行動科学、健康社会学、口腔衛生学、歯科医学概論、医療情報、歯科衛生士教育法、栄養管理、医療倫理、医療安全、教育原理・教育心理等

d.研修名「全国歯科衛生士教育協議会講習会Ⅴ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)

期間:令和5年11月25日(土)～11月26日(日) 対象:歯科衛生士教員(1名参加)

内容:歯科衛生過程

②指導力の修得・向上のための研修等

第1回教員研修会(令和5年8月23日14:00～15:30)

(1)講師:名古屋大学ハラスメントセンター 吉村 和代 氏

(2)テーマ:教育現場におけるハラスメント

第2回教員研修会(令和6年3月4日14:00～15:30)

(1)講師:星城大学リハビリテーション学院 三宅 わか子 氏

(2)テーマ:コミュニケーションスキルとコーチング

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

a.研修名「東海地区歯科衛生士教育協議会研修会ⅠⅡ」(連携企業等:東海地区歯科衛生士教育協議会)

期間:令和6年6月29日(土) 対象:歯科衛生士教員(4名参加)

内容:Ⅰ:歯科衛生士の倫理綱領

Ⅱ:「歯根面う蝕の疫学と予防」

b.研修名「全国歯科衛生士教育協議会講習会Ⅰ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)

期間:令和6年7月29日(月)～8月1日(金) 対象:歯科衛生士教員(1名参加)

内容:行動科学、健康社会学、口腔衛生学、歯科医学概論、医療情報、歯科衛生士教育法、栄養管理、医療倫理、医療安全、教育原理・教育心理等

c.研修名「全国歯科衛生士教育協議会講習会Ⅲ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)

期間:令和6年8月19日(月)～8月23日(金) 対象:歯科衛生士教員(1名参加)

内容:行動科学、健康社会学、口腔衛生学、歯科医学概論、医療情報、歯科衛生士教育法、栄養管理、医療倫理、医療安全、教育原理・教育心理等

d.研修名「全国歯科衛生士教育協議会講習会Ⅵ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会)

期間:令和6年11月30日(土)～12月1日(日) 対象:歯科衛生士教員(1名参加)

②指導力の修得・向上のための研修等

第1回教員研修会(令和6年4月1日)

(1)講師:三重県子ども福祉部障害福祉課 東 昭宏 氏

(2)テーマ:障害者差別解消法改正に伴う合理的配慮の義務化について

第2回教員研修会(令和6年8月19日)

(1)講師:株式会社gene 代表取締役 張本浩平 氏

(2)テーマ:ハラスメントおよび労働関連法と医療福祉

第3回教員研修会(令和7年3月3日)

(1)講師 未定

(2)テーマ 未定

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

教育目標と学校運営の方針等を明らかにし、それに照らして日々の活動の適切性について学校評価・自己評価を行う。公表された学校評価・自己点検について、業界関係者及び学校運営責任者等による学校関係者評価を行う。また、公表したことで得た意見を十分に活かしつつ学校改善を行い、それを自己点検・自己評価する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学生のコミュニケーション能力や接遇面の向上のための対策として、学年間での交流の機会を持ち、社会性を身につけさせるための取り組みを検討する。また、高校での進路ガイダンス等を利用して、理学療法士という職種の職業理解を得られるような内容にブラッシュアップさせるための取り組みを検討する。さらに、ボランティア活動を通して、地域に貢献するという姿勢を体験し、奉仕の精神を養えるような企画を検討する。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和5年8月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
甲斐 義典	三重県介護福祉会副会長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	関連団体
明石 典男	三重県社会福祉協議会事務局次長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	関連団体
太城 康良	三重大学高等教育デザイン・推進機構／医学部医学・看護学教育センター(兼)教授	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	関連団体
伊藤 正敏	三重厚生連三重北医療センター 作業療法室	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	関係企業・卒業生
増本 綾子	歯科衛生学科同窓会長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	卒業生
谷崎 知文	塩浜地区連合自治会 塩浜本町2丁目自治会長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他() ()

URL: <http://www.humanitec-re.jp/>

公表時期: 令和6年9月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「地域に貢献し、信頼される学校」となりうるために情報を公開する。専門学校における情報提供等への取り組みに関するガイドラインに則り、学校情報を企業等の外部の方々へ提供することで、本校に対する理解を深める。また、情報を可能な限り可視化することで学校に関する意見等を出しやすくし、さらなる企業等の連携を強化したい。入学希望者・保護者及び高校教員へ必要な情報を提供し、学校選びの参考としていただく。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校案内 本校について 教育理念と3つのポリシー 学びの特色
(2)各学科等の教育	(2)学科紹介
(3)教職員	(3)学校案内 本校について 情報の公開 職業実践専門課程
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)学校案内 本校について 情報の公開 キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)学校案内 キャンパスライフ スケジュール・イベント 施設紹介
(6)学生の生活支援	(6)学校案内 キャンパスライフ 学生寮
(7)学生納付金・修学支援	(7)学校案内 デジタルパンフレット
(8)学校の財務	(8)学校案内 本校について 情報の公開 財務
(9)学校評価	(9)学校案内 本校について 情報の公開 学校関係者評価報告書
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

URL:<http://www.humanitec-re.jp/>

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生学科) 令和6年度 1, 2, 3年生															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			生物学	歯科衛生士として、必要な「生物」に関する知識を学ぶ。	1前	30	2	○			○			○	
○			基礎統計学	学術論文や学会発表などで目にする統計的手法について、目的や、結果を理解できるようになる。	1後	30	2	○			○			○	
○			心理学	心理学の中でも核となる基礎的な分野について、その主要内容を学ぶ。	2前	30	2	○			○			○	
○			精神保健学	心の健康を理解し、ライフサイクルの中で人間の理解を深めると共に自らが健康を損なわないように管理できる力がもてるようにする。	1前	30	2	○			○			○	
○			コミュニケーション学	人間として、社会人として、また医療従事者として欠けてはならない基本的マナーを身につける。	1後	16	1	○			○			○	
○			英会話	語学力に大切な要素『Listening』『Speaking』『Reading』『Writing』を繰り返し学習する。	1後	30	2	○			○			○	
○			実践歯科英語	診療所における電話対応、挨拶、問診等基礎的な英会話が出来るようにする。	3前	20	1	○			○			○	
○			解剖学	自分の体を知りその働きを理解しながら、医療人として解剖学を学び理解する。	1前	32	2	○			○			○	
○			生理学	健康人の生活活動即ち、生命現象がどのように営まれているのか、人体機能を探求する。	1後	16	1	○			○			○	
○			生化学	重要な栄養及び食事指導を行うために、その基礎となる生命活動の概要を学ぶ。 また、口腔に関する事柄を生化学的な面から学ぶ。	1後	24	1	○			○			○	
○			口腔解剖	解剖の中でも、歯科衛生士として最も関係の深い分野である口腔関連の骨・神経・動脈・静脈を理解する。	1後	24	1	○			○			○	
○			組織・発生学	生体を構成する微細構造について、また人間が1個の細胞からどのようにして作られるのかを学ぶ。	1前	16	1	○			○			○	

○		歯牙解剖	ヒトの歯の形態と咬合関係を学ぶ。歯の形、構造を正しく学ぶことによって、初めて歯の働きを理解することが出来る。	1 前	16	1	○			○		○	
○		歯型彫刻	歯牙解剖学で学んだ知識を基礎として、歯牙の形態や名称をデッサンや彫刻によって平面的あるいは、立体的に形どっていく。	1 前	20	1	△ 4	○ 16		○		○	
○		口腔生理学	口腔関連の健常人の機能と、異常(病気)な機能を学ぶ。	1 後	16	1	○			○		○	
○		病理学	病気の原因、成り立ち、経過、結果などを解明し、病変の本態を究明する学問であり、病気の予防や治療を理解する。	1 通	32	2	○			○		○	
○		微生物学	口腔疾患の病原菌の性状や発症のメカニズム、またHBV. HCV. HIVなどの知識を学ぶ。	2 前	32	2	○			○		○	
○		薬理学	生体に対する薬物の作用その関わり合いを研究する学問であり、特に歯科治療内容とそれに関連する薬物の関係を学ぶ。	1 後	32	2	○			○		○	
○		口腔衛生学 Ⅰ	歯・口腔疾患を予防し、歯と口腔を中心とした健康の保持増進を臨床という面と公衆衛生という面から取扱う科学と技術を学ぶ。	1 前	40	2	○			○		○	
○		口腔衛生学 Ⅱ	歯科における公衆衛生活動の実際についての知識及び技能を習得する。	1 後	24	1	○			○		○	
○		歯科衛生統計	歯科衛生統計を日常臨床や公衆歯科衛生の場で、実際に応用できる力を身につける。	1 後	24	1	○			○		○	
○		衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学の意味や意義について学び、健康の概念や予防の考え方についての認識を深める。	3 前	32	2	○			○		○	
○		衛生行政・社会福祉	憲法25条の概念や諸制度について十分理解し、業務遂行上必要な知識と能力を確保させる。	3 前	32	2	○			○		○	
○		歯科衛生士概論	歯科衛生士法・業務・倫理・活動・歴史・歯科衛生プロセス等について学ぶ。	1 前	30	2	○			○		○	
○		医療支援歯科衛生論	全人的なケアを実現するために全身の構造や機能、主要な疾病など基礎的な医学的知識について理解するとともに倫理的思考ができるようにする。	2 前	30	2	○			○		○	
○		歯科臨床概論	歯科衛生士の仕事の間である歯科臨床について、システムや診療の流れを理解し、衛生士の役割を学習する。	1 後	16	1	○			○		○	
○		保存修復	歯科疾患の中で硬組織疾患の抑制・修復の部分を学ぶ。	2 前	20	1	○			○		○	

○		歯内療法	歯の硬組織疾患から継続して起こる歯髄および根尖性歯周疾患を対象として、その変化と治療法並びに予防法について学ぶ。	2 前	24	1	○			○			○	
○		歯周療法	歯科衛生士業務の中で高い頻度をしめる口腔衛生指導、スケーリング、ルートプレーニング等を歯周療法を学ぶことによって理解を深める。	1 後	32	2	○			○			○	
○		歯科補綴学	補綴物の修復とその特徴、そして歯科補綴治療全体の流れと技工操作との関連を十分理解する。	2 前	32	2	○			○			○	
○		歯科矯正学	歯科矯正学の歯科における特殊性を把握するとともに、実際の臨床における治療の流れや使用する器具器材の理解を深める。	2 前	30	2	○			○			○	
○		口腔外科	基本となる滅菌・消毒及び感染予防の知識をふまえ、口腔外科診療の介助について学ぶ。	2 前	20	1	○			○			○	
○		小児歯科学	小児独特の対応法や治療法、予防処置などを理解し、小児を取り巻く保護者、家庭、社会との関わりなど幅広い知識を学ぶ。	2 前	40	2	○			○			○	
○		障害者歯科	障がいについて知識を習得し、その対応法や取り巻く保護者、家庭、社会との関わりなどを学ぶ。	2 前	16	1	○			○			○	
○		高齢者歯科学（摂食・嚥下含）	高齢者歯科の特徴、口腔ケア、摂食・嚥下リハビリテーションなどについて、実技も交え解説を行う。	2 前	20	1	△ 8	○ 12		○			○	
○		齲蝕予防処置Ⅰ	齲蝕は細菌感染症であり、そのプロセスを理解しリスクの診査を行い必要な予防法の基礎を学習する。	1 通	40	1				○	○		○	
○		齲蝕予防処置Ⅱ	臨床実習に向けて、齲蝕予防に関する知識と技術の確認を行い、患者対応能力も身につける。	2 前	40	1				○	○		○	
○		齲蝕予防処置Ⅲ	患者の様々な変化に応じた状況判断のもとに、齲蝕予防の観点から継続的な指導ができるように能力・資質を習得する。	3 通	40	1				○	○		○	
○		歯周疾患予防Ⅰ	歯周組織やその原因であるプラークや修飾因子である歯石などを理解し、その除去法を習得する。	1 通	120	3				○	○		○	
○		歯周疾患予防Ⅱ	歯周病に罹患した歯肉を対象にその治療法を理解したうえで、進行抑制に寄与できる能力を身につける。	2 通	40	1				○	○		○	
○		歯周疾患予防Ⅲ	回復しても完治が難しい歯周組織についてメンテナンスを行い、管理していく事に対して必要な知識と技術を身につける。	3 通	40	1				○	○		○	
○		歯科保健指導基礎	歯ブラシや補助清掃用具、歯磨剤等についての基礎的知識を学習し口腔清掃の意義を見出す。	1 前	30	1	○ 15	△ 15		○			○	

○		歯科保健指導法Ⅰ	人々の健康を保持増進するためには対象者のライフステージに適した保健指導をすることが大切であり、そのための知識と技術を習得する。	1後	40	1			○	○		○		
○		歯科保健指導法Ⅱ	実際の個人指導・集団指導を想定し演習を行い、振り返りにより後期の臨床実習に繋げる。	2通	40	1			○	○		○		
○		歯科保健指導法Ⅲ	「歯科衛生過程」の基礎を理解し、実践事例に対応できる実践力と継続的な指導の習得を目的とする。	3通	40	1			○	○		○		
○		栄養学	歯科診療補助の一環として食生活の改善を必要とする対象者に対し、わかりやすく指導ができるように指導方法を学ぶ。	2後	40	2	○			○			○	
○		衛生教育	各現場における口腔保健教育活動実習としてそれぞれの場に適した内容で立案し、実際に衛生教育を行う。	2通	40	1			○	○		○		
○		歯科診療補助実習Ⅰ	歯科診療補助業務を理解し、歯科材料、器械について知識・技術の基礎を習得し、患者の立場にたった行動をとることができる能力を身につける。	1通	120	3			○	○		○		
○		歯科診療補助実習Ⅱ	歯科材料、器械について知識、技術の基礎を習得した上で、実践で応用できるよう、チーム医療の一員としての行動をとることができる能力を身につける。	2前	40	1			○	○		○		
○		歯科診療補助実習Ⅲ	特に配慮が必要な高齢者・障害児者に対する歯科診療の補助時の知識（臨床検査に関する知識含む）・技術を習得する	3通	30	1		○		○		○		
○		歯科材料	歯科材料の基礎的知識を習得することにより、安全で適切な取り扱いが出来るようにする。	1前	20	1	○			○			○	
○		歯科放射線学	放射線の基礎的知識から、撮影補助業務、患者ならびに医療従事者の放射線防護の実際について、臨床に則した幅広い知識を習得することを目的に行う。	2前	16	1	○			○			○	
○		臨床検査	臨床検査の基礎知識の習得と、臨床検査センターへの検査依頼方法や検査上の注意事項などについても学ぶ。	3前	24	1	○ 16	△ 8		○			○	
○		歯科麻酔（救急蘇生含）	麻酔の基本的知識は不可欠なものであり、それに関わるバイタルサイン・救急蘇生の知識も同時に学ぶ。	2後	20	1	△ 8	○ 12		○			○	
○		介護実習	専門職として正しい介護技術を身につけることを身体と頭を使って学内演習します。	2前	24	1	△ 8	○ 16		○			○	
○		臨地・臨床実習Ⅰ	歯科医院・病院歯科等の臨床の現場で歯科衛生士の役割・業務を確認し、チーム医療の必要性を学ぶ。	2後	450	10			○		○		○	○
○		臨地・臨床実習Ⅱ	歯科医療現場では指導教員の指導の下に歯科衛生士業務を経験し、高齢者福祉施設や幼稚園等ではライフステージを考慮した保健活動ができるようにする。	3通	450	10			○		○		○	○

○	東洋医学概論	東洋医学について理解し、それに基づいた考えを口腔・歯科領域に応用することが出来る。	3後	16	1	○			○			○	
○	情報処理	「パソコン検定3級」を中心に、社内職務を遂行する上で必要な幅広い基本的な知識とスキルを身につける。	1前	32	1			○	○			○	
○	総合演習	歯科衛生士として必要な基礎から歯科衛生プロセスまでトータルで学習し、国家試験に対応する知識を身につける。	3通	60	2	○ 30	△ 30		○			○	
○	卒業研究	個々の患者に応じた科学的根拠に基づいた医療を選択するため、研究の手法を学び、データ収集と分析を通して、論理的思考を身に付ける。	3通	60	2		○		○			○	
合計		60 科目	2,826単位時間(104 単位)										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 卒業認定は全ての授業科目及び実習の単位を修得した学生について、各学科の学科教務会議、学校運営会議を経て、学校長が決定する。卒業認定には、出席すべき日数の3分の2以上の出席日数を必要とする。 履修方法： 教育課程に定める授業科目履修の認定は試験、学習状況及び学習報告、出席状況等の評価によって行う。ただし実習については実習評価によって認定する。		1 学年の学期区分	2期
		1 学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。